

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

世田谷区出張所設置条例（昭和40年3月世田谷区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 世田谷区太子堂出張所の項中「東京都世田谷区太子堂二丁目17番1号」を「東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。